健康保険　出産手当金請求書

被保険者が記入するところ					
被保険者等記号・番号 ①	②	③ 被保険者(申請者)の氏名	(フリガナ)	④ 事業所名称	
⑤ 被保険者(申請者)の住所等	〒 TEL　　(　　)			⑥ 出産予定日	令和　　年　　月　　日
				⑦ 出産日	令和　　年　　月　　日
⑧ 出産のため休んだ期間(申請期間)	令和　　年　　月　　日　から　令和　　年　　月　　日まで　　日間				
⑨ 上記⑧の出産のため休んだ期間(申請期間)の報酬を受けましたか。または、今後受けられますか。	☐ 受けた　☐ 受けていない　☐ 今後受ける　☐ 今後も受けない				
⑩ 上記⑧の出産のため休んだ期間(申請期間)の「傷病手当金」を受給していますか。	☐ はい　☐ いいえ　☐ 請求中				

⑪　給付金の振込口座等　(※在職中の方は、事業所に振り込みますので記載の必要はありません。)

金融機関				
銀行　信用金庫 信用組合　農協 労働金庫		預金種目	口座名義(カタカナで記入してください)	
		☐ 普通 (総合口座)		
本店 支店 出張所	店番号(3ケタ)	☐ 当座	口座番号(右づめで記入してください)	

医師・助産師が意見を記入するところ			
ア. 出産者氏名			
イ. 出産予定年月日	令和　　年　　月　　日	ウ. 生産または死産の別	☐ 生産　☐ 死産(妊娠　　週)
エ. 出産年月日	令和　　年　　月　　日	オ. 出生児の数	☐ 単胎　☐ 多胎(　　児)
上記のとおり相違ありません。 令和　　年　　月　　日 医療施設の所在地 医療施設の名称 医師・助産師の氏名　　電話　　(　　)			

令和　　年　　月　　日提出

受付日付印

・労務に服することができなかった期間を含む賃金計算期間の勤務状況および賃金支払状況等を記入してください。

・また、その期間を含む賃金計算期間とその1ヵ月前の賃金台帳と出勤簿(タイムカード等)の写しを添付してください。

事業主が証明するところ

記号		番号		氏名	

1. 給与の種類	□ 月給	□ 日給	□ 年俸	□ 日給月給	□ 時間給	□ 歩合給	□ その他(　　)
2. 賃金計算	締日	日	支払日	□ 当月　　日	□ 翌月　　日		備　考
3. 労務に服すことができなかった期間に対して、賃金を支給しました(します)か。 □ はい □ いいえ (「はい」の場合は別紙の報酬支払明細書に記入してください。)							

4. 勤務状況　出勤は○で、 有給は△で、 欠勤は／で、 公休日は公で、 それぞれ記入してください。

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		出勤	有給
1) 令和　年　月																																計	日	日
2) 令和　年　月																																計	日	日
3) 令和　年　月																																計	日	日
4) 令和　年　月																																計	日	日
5) 令和　年　月																																計	日	日
6) 令和　年　月																																計	日	日

上記のとおり相違ないことを証明いたします。

令和　　年　　月　　日

事業所所在地

事業所名称

事業主氏名　　電話　　(　　)

社会保険労務士記載欄	

保険給付の公金受取口座利用届

令和　　年　　月　　日

中央ラジオ・テレビ健康保険組合　御中

保険給付の申請にあたり、公金受取口座を利用します。
（マイナポータル等で事前登録した公金受取口座を利用します。）

被保険者等記号番号　＿＿＿＿＿＿－＿＿＿＿＿＿

被 保 険 者 氏 名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

日　中　連　絡　先　＿＿＿＿－＿＿＿＿－＿＿＿＿

【公金受取口座の利用についての留意点】

1. 公金受取口座の利用を希望される場合は、各申請・請求の都度、当該届出の添付が必要となります。当該届出の添付がない場合は、通常通りの振込となります。
（在職中の方は「事業主経由」、任意継続・特例退職被保険者の方は「加入時に登録した給付金振込口座」もしくは「申請書・請求書記載の口座」への振込となります。）

2. 情報連携により「公金受取口座の情報が取得できない場合」「公金受取口座の口座名義が被保険者氏名と異なる場合」「取得した公金受取口座への振込ができなかった場合」等の際には、被保険者に確認のご連絡をさせていただきます。連絡の取れない場合には、通常通りの振込となりますのでご了承ください。

3. 当組合が情報連携により公金受取口座の情報を取得した後に、ご自身でマイナポータル等から公金受取口座の登録変更をした場合には、変更前の公金受取口座に振り込まれる場合があります。

以上